

【別紙】電気需給約款（市場連動プラン高圧・特高） 新旧対照表  
 小売電気事業者：王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社

（色付き部分が変更箇所）

※主な変更点を記載しております

旧	新
I 総 則	I 総 則
3 定義	3 定義
次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。	次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。
<p>(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金          電気事業者による再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 1 に定めるところによります。</p>	<p>(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金          電気事業者による再生可能エネルギー電気の<b>調達</b>に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 1 に定めるところによります。</p>
II 契約の締結	II 契約の締結
6 需給契約	6 需給契約
<p>(1) <b>新たに当社から電気の供給を受けることを希望してお客さまが当社に対し申込みをされ、当社がこれを承諾するときは、当社これを承諾するときは、当社とお客さまとの間において需給契約を締結するものとし、需給契約書においては、原則として次の事項を定めるものとし、</b></p> <p><b>契約種別・供給電気方式・需給地点・需要場所・供給電圧・契約電力・供給開始日・契約使用期間・料金（基本料金・電力量料金）・料金の支払方法</b></p>	<p>(1) <b>需給契約の申込みは、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社の定める方法により行う必要があります。かかる方法によらない需給契約の申込みについて、当社は受け付けません。なお、お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</b></p>
<p>(2) <b>需給契約は、お客さまと当社がともに需給契約書に記名捺印したときに成立いたします。</b></p>	<p>(2) <b>当社は、以下の場合には、その申込みを承諾しないものとし、</b>  <b>イ お客さまが本約款の内容に承諾していただけないとき。</b>  <b>ロ その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</b></p>
<p>(3) <b>契約期間は、需給契約書をもって定めるものとし、</b></p>	<p>(3) <b>お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。</b></p>
	<p>(4) <b>需給契約は、当社が、お客さまからの本条(1)の申込みを承諾したときに、需給契</b></p>

	約書および本約款の定めに従い、当社とお客さまとの間に成立します。なお、特段の定めがない限り、当該成立日(以下「契約年月日」といいます。)は供給開始日とします。
<b>Ⅲ 契約種別および料金</b>	<b>Ⅲ 契約種別および料金</b>
12 電気料金	12 電気料金
(1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金、ロに定める電力量料金、ハに定める市場連動料金および別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)二によって力率割引または割増しをしたものといたします。	(1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金、ロに定める電力量料金、ハに定める市場連動料金および別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)二によって力率割引または割増しをしたものといたします。
イ 基本料金 基本料金は、需給契約書に定める基本料金単価に消費税等の税率を乗じた単価および一般送配電事業者が託送供給等約款等に定める高圧標準接続送電サービス(高圧の場合)または特別高圧標準接続送電サービス(特別高圧の場合)における接続送電サービス料金の基本料金の単価を合算した単価に契約電力を乗じた金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。	イ 基本料金 基本料金は、需給契約書に定める基本料金単価に消費税等の税率を乗じた単価および一般送配電事業者が <b>その月に適用するものとした</b> 託送供給等約款等に定める高圧標準接続送電サービス(高圧の場合)または特別高圧標準接続送電サービス(特別高圧の場合)における接続送電サービス料金の基本料金の単価を合算した単価に契約電力を乗じた金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。 <b>なお、上記託送供給約等が1月の使用期間中に変更となる場合、変更の時期は当社が適切と判断する時期といたします。</b>
ロ 電力量料金 電力量料金は、次の定めに従い需給契約書をもって定める従量料金単価に消費税等の税率を乗じた単価および一般送配電事業者が託送供給等約款等に定める高圧標準接続送電サービス(高圧の場合)または特別高圧標準接続送電サービス(特別高圧の場合)における接続送電サービスにおける接続送電サービス料金のうち、電力量料金の単価を合算した単価にその1月の使用電力量を乗じて算定いたします。	ロ 電力量料金 電力量料金は、次の定めに従い需給契約書をもって定める従量料金単価に消費税等の税率を乗じた単価および一般送配電事業者が <b>その月に適用するものとした</b> 託送供給等約款等に定める高圧標準接続送電サービス(高圧の場合)または特別高圧標準接続送電サービス(特別高圧の場合)における接続送電サービスにおける接続送電サービス料金のうち、電力量料金の単価を合算した単価にその1月の使用電力量を乗じて算定いたします。 <b>なお、上記託送供給約等が1月の使用期間中に変更となる場合、変更の時期は当社が適切と判断する時期といたします。</b>
<b>Ⅸ その他</b>	<b>Ⅸ その他</b>
47 その他	47 その他
(1) 制度および市場環境の変化について 一般送配電事業者の託送供給等約款等の改定により、当社が料金の改定が必要とみとめた場合は、当社は、 <b>お客さまとその改定について協議の上、</b> 料金の改定ができるものとします。	(1) 制度および市場環境の変化について 一般送配電事業者等の託送供給等約款等が改定された場合(託送供給等約款に定める接続送電サービス料金等の料金が変更された場合を含むがこれに限られない。)、法令・条例・規則などが改正された場合、市場環境を含む電力調達環境の変動または経

	<p>済情勢の変更が生じた場合、その他当社が料金の改定が必要と認めた場合は、当社は、料金の改定ができるものとします。この場合、当社は、あらかじめ変更後の料金およびその効力発生時期を当社が適切と考える方法により周知することとします。</p>
<p>(2) 消費税および地方消費税法の改正について 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務にかかる消費税等相当額を支払っていただきます。</p>	<p>(2) 消費税および地方消費税法の改正について 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。以下同様とします。)の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて電気料金その他の債務にかかる消費税等相当額を支払っていただきます。</p>
	<p>(4) 電力使用に伴う注意喚起 お客さまは、当社の供給期間中のいずれの電力使用においても、お客さまおよび一般送配電事業者等の設備破損等の損害や火災が発生しないよう留意してご使用いただきます。</p>
<p><b>別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)</b></p>	<p><b>別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)</b></p>
<p>3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日(当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、計量日とし、以下本別紙2において同様とします。)からその翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。</p>	<p>3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。</p>
<p><b>付則</b></p>	<p><b>付則</b></p>
<p>本約款は、2025年4月1日より適用する。 2025年4月1日改定</p>	<p>本約款は、2026年4月1日より適用する。 2025年4月1日改定 2026年4月1日改定</p>